

2018年2月21日

東京電力・福島第一原発事故被害に関する 福島県川俣町小綱木地区住民集団ADRについて

小綱木地区原発事故被災者の会

2014年9月30日、福島県川俣町小綱木地区の住民らは、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)に対し、集団で、東京電力ホールディングス(株)が起こした福島第一原子力発電所の事故に伴う慰謝料請求を申し立て、本年2月2日に同ADRセンターより和解案が提示され、本日、これを受諾する旨を回答いたしましたので、その件について、本会見にてご説明いたします。

1. これまでの経緯

- ① まず、**2014年9月30日**、原子力損害賠償紛争解決センターへ、「東電は、申立人らに対し、各人につき、**2011(平成23)年3月11日**から和解成立まで毎月10万円を支払う」との和解の仲介を求める申し立て。

小綱木地区は、計画的避難区域とされた川俣町山木屋地区や飯舘村などと直接に境を接する地理的状况にあり、また、場所によっては、山木屋地区などよりも高い空間放射線量が測定される状況であった。にもかかわらず、避難区域「外」ということで、小綱木地区住民らには、東京電力から十分な補償を受けられなかった。

なお、現在の申立人は179世帯、566人となっており、被災当時の対象者数は186世帯、605人であったことから申立人の割合は約94%となっている。

- ② その後、**2015年3月13日**以降、本年**2018年1月22日**までの間に、計13回に及ぶ審理が行われた。

その間、**2015年10月7日**及び同月**30日**、ADRセンター仲介委員に対し、申立人の代表12名から、原発事故による小綱木地区の被害実態、住民が受けた精神的苦痛等を直接話す口頭審理が実施された。

また、**2016年5月12日**には、ADRセンター仲介委員による小綱木地区での「現地調査」が実施された。なお、現地調査には東電側も立ち会った。

そして、近時では、小綱木地区同様、避難区域外の住民の方々の慰謝料請求を一部認めた、昨年**2017年3月**の「群馬訴訟前橋地裁判決」、同年**10月**の「生業訴訟福島地裁判決」の内容を分析・引用し、小綱木地区住民に対する慰謝料請求も認められるべきである旨の主張を行った。

その他にも、書面による証拠として、**甲第1号証**から**甲第92号証**までに及ぶ書類（新聞記事、線量測定結果、政府や自治体発表資料など）を提出し、**甲第15号証**では、「私の思い」と題する陳述書を、申立人179世帯のうちほぼ全世帯から集め、各世帯の思いを提出した。

これにより、**2017年12月7日**の「進行協議手続き期日」にて、仲介委員より、和解案に向けての「方針」が、「口頭により」提示され、当事者双方に検討が要請された。

和解案の「方針」の内容

「東京電力は、2011（平成23）年3月11日以降、同年5月末日までの間の、いずれかの日に、小綱木地区に生活の本拠のあった各人に対し、一人当たり20万円を支払う。また弁護士費用として300万円を支払う」

- ③ **2018年1月22日**、進行協議手続き期日において、東電側は、「小綱木地区住民の方々の、本件原発事故による苦痛などは、抽象的な不安感に止まり、法益侵害を観念しえないものであり、中間指針に織り込み済みのものである。東

電内部では、和解案の『方針』への拒否の意向は強固。手続きの打切りを求め
る。」と回答した。

しかし、当方としては、例え東電側が拒否の意向が強固であったとしても、
申立て以降、3年数ヶ月間に及ぶ審理が行われている現実から、手続きの「打
切り」ではなく、その結果としての「和解案の提示」を強く求めた。

- ④ その結果、本年2月2日付けで、原子力紛争解決センターから、「**和解案及び
和解案提示理由書**」(別紙1)の提示あり。その内容は、当初の口頭での説明同
様、下記のようにであった。

- ・ 損害項目 精神的損害
- ・ 金 額 各申立人につき、「中間指針第一次追補」で認められた定額
とは別に20万円。

ただし、平成23年3月11日から同年5月末日までいづれ
かの日に、川俣町小綱木地区に生活の本拠があった者に限る。

- ・ 期 間 平成23年3月11日から同年5月末日まで
- ・ 弁護士費用 300万円

その理由について、7頁分に渡って、「小綱木地区の地理的状況」、「計画的
避難区域の設定に至る状況」、「小綱木地区の放射線量に関する情報の開示」、
「放射性物質の検出及び出荷制限」、「避難指示がなされた際の国道114号線
の状況」、「本件事故当初の時期に小綱木地区住民の方々が抱いた恐怖や不安」
等の事情を挙げ、これらを前提に、「小綱木地区住民の方々が被った精神的
苦痛」について「中間指針第一次追補を超える賠償額が認定され得る」と具
体的に認定している。

2. 和解案についての対応

別紙2のとおり受諾することとし、本日付けでADRセンターへ回答書を送付

した。